

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会
第 274 回定例会・会議録

日 時 令和 8 (2026) 年 4 月 8 日 (水) 18 : 30 ~ 20 : 40
場 所 柏崎原子力広報センター 2F 研修室
出席委員 相澤、飯田耕平、岡田、小田、小池、細山、品田善司、白井、
竹内、星野俊彦、星野正孝、本間、水戸部
以上 13 名
欠席委員 飯田裕樹、品田剛、品田信子、中村、三井田
以上 5 名
(敬称略、五十音順)
その他出席者 原子力規制委員会 原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所
伊藤 所長
磯野 検査官 伊藤 検査官
資源エネルギー庁 利根川 原子力立地政策室長
藤野 原子力立地政策室長補佐
資源エネルギー庁 柏崎刈羽地域担当官事務所 渡邊 所長
新潟県 防災局原子力安全対策課 石川 課長
中野 主任 伊藤 技師
柏崎市 田辺 危機管理監
柏崎市 防災・原子力課 田中 課長代理 鴨野 主任
刈羽村 総務課 鈴木 課長 北本 主事
東京電力ホールディングス (株) 稲垣 発電所長 杉山 副所長
古濱 原子力安全センター所長
堂園 リスクコミュニケーター
南雲 新潟本部副本部長
荒川 土木・建築担当
今井 本社リスクコミュニケーター
坂元 第一保全部電気機器 (1・4 号) GM
新澤 地域共生総括 G (PC 操作)
柏崎原子力広報センター 堀 業務執行理事
荒川 事務局長
石黒 主査 松岡 主事

◎事務局

ただ今から、柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会、第 274 回定例会を開催いたします。

私は、4 月 1 日から事務局長を拝命致しました、荒川です。

本日の欠席委員は、飯田裕樹委員、品田剛委員、品田信子委員、中村委員、三井田委員の 5 名であります。

それでは、配布資料の確認です。

事務局からは、「会議次第」、「座席表」、以上です。

次に、オブザーバーからは、原子力規制庁から 1 部。資源エネルギー庁から 1 部。新潟県から 1 部。柏崎市から 1 部。刈羽村から 1 部。東京電力ホールディングスから 6 部。

以上ですが、不足がございましたらお知らせください。他にありませんでしょうか。

それでは、品田会長に進行をお願いいたします。

◎品田善司 議長

はい、皆さん、こんばんは。

それでは早速、議事に入りたいと思います。

まず、最初に「前回定例会以降の動き」ということで質疑応答に入ります。説明をいつもと同じ順番ということで、東京電力さん、原子力規制庁さん、資源エネルギー庁さん、新潟県さん、柏崎市さん、そして刈羽村さんの順番でお願いしたいと思います。

それでは、東京電力さん、お願いいたします。

◎杉山 副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の杉山です。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、「第 274 回地域の会定例会資料」に基づきご説明します。

3 ページから 6 ページまでが核物質防護に関する不適合情報になっています。後ほどお読みください。

7 ページです。けが人の発生についてです。3 月 5 日、区分Ⅲになります。「屋外新企業合同棟建設工事エリアにおけるけが人の発生について」です。

3 月 2 日午前 11 時 40 分頃、屋外の新企業合同棟建設工事エリアにおいて、協力企業作業員が試掘作業中に足を滑らせ、試掘部の穴で左足をひねりました。本人は痛みがなかったため作業を継続したものの、帰宅後に左足に痛みを感じ、自立歩行が困難になったことから、3 月 3 日と 4 日に医療機関を受診しました。

医療機関での診察の結果、「左足関節捻挫」と診断されました。今回の事例を踏まえ、関係者に周知、注意喚起を行うとともに再発防止に努めてまいります。

8 ページです。3 月 12 日、区分Ⅲになります。「7 号機原子炉建屋（非管理区域）におけるけが人の発生について」です。

3 月 11 日午後 3 時 20 分頃、7 号機原子炉建屋地下 1 階北側通路エリア（非管理区域）において、協力企業作業員がケーブル切断作業中に右手中指をケーブルトレイと工具に

挟まれ、負傷しました。そのため3時55分、業務車にて医療機関へ搬送しました。

医療機関での診察の結果、「右中指末節骨開放骨折」と診断されました。今回の事例を踏まえ、関係者に周知、注意喚起を行うとともに再発防止に努めてまいります。

9 ページです。3月27日、区分Ⅲになります。「3号機屋外タービン建屋付近におけるけが人の発生について」です。

3月26日、午後0時25分頃、3号機屋外タービン建屋付近において、配管洗浄作業の現場管理をしていた協力企業作業員が段差を降りる際、左足を捻り負傷しました。そのため、午後1時53分に業務車にて医療機関へ搬送しました。なお、本人、出血はなく自立歩行は可能でした。

医療機関での診察の結果、「左足第5中足骨基部骨折」と診断されました。今回の事例を踏まえ、関係者に周知、注意喚起を行うとともに再発防止に努めてまいります。

10 ページより「発電所に係る情報」です。現在、週一回で会見をしていますが、3月5日の会見資料になります。

こちらでは、3月5日時点の発電所の起動状況と起動工程について説明をしております。起動工程については、何度もご説明しているため割愛します。

12 ページです。3月12日のユニット所長会見にてご説明をした資料です。こちらはその時の起動状況、運転状況を説明した資料になります。

13 ページの3スライドです。総合負荷性能検査について簡単に説明をします。

原子炉が定格熱出力に到達し、運転状態が安定した段階で、使用前事業者検査の最終検査として各設備の圧力、流量などデータを記録し、プラント全体が正常に機能していることを総合的に確認する検査です。

本検査に合わせ、原子力規制委員会が使用前確認を実施します。確認の結果、問題がなければ、原子力規制委員会より使用前確認証が交付され、その時点から営業運転となります。

14 ページです。3月12日、「柏崎刈羽原子力発電所2・5号機における定期安全レビューの実施について」です。

当発電所では、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」に基づき、定期安全レビューを実施しております。

定期安全レビューとは、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」に基づき、10年を超えない期間において、原子炉設置者が原子炉ごとに「原子炉施設における保安活動の実施状況」及び「原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況」を定期的に評価する活動です。

このたび、2号機及び5号機について、第3回目の評価結果を取りまとめましたのでお知らせいたします。

今回実施した定期安全レビューは、2016年3月にお知らせした以来の3回目の評価であります。2014年4月1日から2024年3月31日までを対象期間として評価を行い、保

安活動が継続的に改善され、安全性の維持・向上が適切に図られていることを確認しました。

15 ページからは、報告書の要旨となるため、後ほどお読みください。

18 ページです。3月13日、「柏崎刈羽原子力発電所6号機における発電機の送電系統からの切り離しについて（公表区分Ⅰ）」です。6号機は定格熱出力一定運転を実施しておりましたが、3月12日午後4時頃、発電機から微小な地絡を示す警報が発生し、現在、原因を調査しております。

安全を確保した上で、詳細に調査を行う必要があることから、13日午後6時25分に発電機を送電系統から切り離す（発電機解列）判断をいたしました。

なお、送電系統からの切り離しに伴い、原子炉出力を約20%まで降下させますが、原子炉を停止するものではありません。

調査結果については、判明次第、改めてお知らせいたします。

19 ページから、発電機微小地絡継電器動作、警報発生についてのご説明の資料です。

事象の概要は、今ご説明した通りです。2スライド目で原子炉の状態について説明をしております。

発電機の調査を実施するため、制御棒を一部挿入し原子炉の熱出力を100%から20%に下げる。原子炉圧力も約7MPaから約6.6MPaへ下げる。その後、発電機を送電系統から切り離しタービンを停止。原子炉内の蒸気は、タービンバイパス弁を介して、直接、主復水器へ送っております。

20 ページです。3月18日、「柏崎刈羽原子力発電所6号機における発電機から微小な地絡を示す警報の発報に関する調査状況について」を公表しております。

現在までの調査により、地絡は発生しておらず、発電機と接地装置をつなぐ導体が破損したことで警報が発報したものと判断しております。引き続き、導体が破損した原因について詳細調査を進め、調査結果がまとまり次第、今後の対応とともに改めてお知らせいたします。

なお、破損した導体は発電機に関する設備であることから、原子炉安全に直接的に影響を与えるものではありません。

また、現在、原子炉は起動中ですが、プラントパラメータに変動はなく、原子炉は安定した状態にあります。

21 ページは調査状況についての説明資料です。

1スライドです。発電機停止後に発電機、制御盤の絶縁抵抗の測定を実施しております。

2スライドは調査結果です。現場調査により発電機と接地装置を繋ぐ導体（接地導体）に破損を確認、これにより接地導体の電流が流れなくなり、微小地絡継電器が動作し、警報が発報したものと考えております。地絡は発生していません。

一方で、発電機や微小地絡継電器など、当該の接地導体以外の設備に異常がないことも確認済みです。

なお、破損した導体は発電機に関する設備であることから、原子炉安全に直接影響を与えるものではありません。また、プラントパラメータに変動はなく、原子炉は安定した状態です。

22 ページで、警報発報の仕組みについてご説明しています。

微小地絡継電器は、大きな地絡を発生する前に、漏電している箇所が無いかを知らせるため、地絡の兆候を早期に検知する目的で設置しております。通常、微小な電流が流れており、接地線に流れる電流が減った時に当該の警報が発報します。今回は、接地線につながる電路が破損したことで接地線に電流が流れなくなり、当該継電器が検知し、「発電機微小地絡継電器動作」警報が発報したと考えております。

23 ページです。3月19日、「柏崎刈羽原子力発電所7号機の特重大事故等対処施設に関する使用前確認申請の実施について」を公表しておりますので後ほどお読みください。

24 ページです。3月19日の会見にてご説明した内容です。1スライド、2スライドは今、ご説明したものです。

25 ページの3スライドです。この地絡警報に関する接地導体の破損発生の推定メカニズムについての説明です。断面を詳細に観察したところ、繰り返しが加わることで発生する金属疲労による様相を確認しました。また、その様相には、発生してから時間が経過したものと新しく発生したものがありました。

前回運転時（2012年の3月まで運転）に金属疲労が亀裂に進展したものです。それから、今回の起動の中でさらに亀裂が進展したことにより接地導体が破損したものが確認されております。

4スライドです。原因ですが、調査の結果、以下のプロセスにより亀裂が発生し、破損に至ったと推定しております。

1つ目、運転中に発電機の振動が接地導体に伝わったこと。

2つ目、接地導体の固有振動と発電機の振動のタイミングが一致し、振動が大きくなる現象（共振）が発生し、それにより接地導体の振動が大きくなったこと。

3つ目、接地導体の付け根部分に疲労が蓄積し亀裂が発生した。と考えております。

26 ページです。それに対する対策です。接地導体の固有振動は、長さや重さなどによって変化することから、原因を踏まえ、接地導体の長さを既存のものより短くすることで固有振動を変え、発電機の振動と共振しないように対策をしました。対策品につきましては、3月21日に据え付けを完了しました。

27 ページです。対策品への取り替えが完了したことから、3月22日、6号機の起動についてお知らせをしております。本日午前10時頃を目途にタービンを起動する予定です。その後、タービンの起動状況に問題がなければ、本日午後2時頃に発電機を送電系統に接続します。引き続き、不具合が発生した場合は、関係者が集まり、議論を行い、安全最優先で一つ一つ慎重に対応してまいります。

28 ページです。3 月 23 日、「柏崎刈羽原子力発電所 6 号機の使用前確認変更申請の実施について」です。中段から説明します。

定格熱出力に到達した状態での運転を継続し、プラント状況の確認をしておりましたが、3 月 12 日に発電機の微小な地絡を示す警報が発生したことを確認しました。その後、3 月 14 日に発電機と切り離して調査し、対策を実施した上で 3 月 22 日に発電機を再度起動し、並列操作を実施しております。そのため、本日 3 月 23 日、原子炉施設の使用開始予定を 2026 年 4 月と変更した使用前確認変更申請書を原子力規制委員会へ提出しましたというプレスをしております。

29 ページです。3 月 26 日の定例の所長会見にて説明した資料になります。1 号機、3 号機の非常用ディーゼル発電機の休止運用についてご説明しております。

発電所では、継続的に火災等の可燃物へのリスク低減を実施しております。その一環として、燃料油等の漏えいリスクの低減、適正なメンテナンス計画の実現のため、2024 年 7 月 12 日に 2 号機と 4 号機の各 1 台を休止しております。これは、以前の地域の会でもお知らせしております。

今回、さらに休止運用の範囲を見直し、2026 年 4 月 1 日から 1 号機と 3 号機も同様に、各 1 台ずつ休止させていただいております。

当該ディーゼル発電機の休止後、運用中のディーゼル発電機は、合計 17 台となりますが、保安規定で定められている 10 台より多く運用されており、裕度は確保されています。

なお、他号機のディーゼル発電機から電力融通は可能であり、万が一、ディーゼル発電機が使用できず、電力の供給が止まった場合に備え、ガスタービン発電機車や電源車も配備しています。

30 ページです。3 月 27 日、「柏崎刈羽原子力発電所 6 号機の 30 年以降運転における長期施設管理計画認可申請の補正について」です。

6 号機について、当社は、「原子炉等規制法」に基づき、安全機能を有する機器・構造物に対して、長期施設管理計画を策定し、2025 年 12 月 24 日に原子力規制委員会に認可申請を行いました。その後、原子力規制庁との面談を行う中でいただいた記載不備等について、申請書の見直しを行い、3 月 27 日に原子力規制委員会に補正書を提出しました。

当社としては、30 年を迎えるまでにしっかりと審査いただけるよう、一つひとつ審査に真摯に対応してまいります。

31 ページです。3 月 30 日、「柏崎刈羽原子力発電所 6 号機及び 7 号機の使用前確認変更申請の実施について」です。

定格熱出力に到達したことを踏まえ、あらためて工程を精査し、営業運転開始予定を 2026 年 4 月 16 日と変更した使用前確認変更申請を原子力規制委員会へ提出をしました。

32 ページです。3 月 31 日、「2026 年度の使用済燃料等の輸送計画」についてです。

当発電所に関係するものは、1 番の「使用済燃料輸送計画」です。第 2 四半期には、使用済燃料 138 体をキャスク 2 基でむつ市のリサイクル燃料貯蔵株式会社 (RFS) へ。第 4

四半期には、使用済燃料 207 体をキャスク 3 基で RFS に搬出する予定です。

2 番の「低レベル放射性廃棄物輸送計画」です。4 月に 1,800 本を六ヶ所村の日本原燃株式会社に搬出する予定です。

33 ページです。3 月 31 日、「柏崎刈羽原子力発電所の号機間輸送計画について」ですが、今年度の号機間輸送計画はありません。

34 ページです。4 月 6 日、「本社及び柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護秘密の不適切な取扱いに関わる改善措置報告について」です。

こちらは先月ご説明しましたが、当社は、核物質防護秘密の不適切な取り扱いについて、3 月 4 日の原子力規制委員会にて、対応区分を「第 1 区分」から「第 2 区分」に変更することが決定されました。同日、追加検査の実施に向けた改善措置活動に対する計画及びその実施結果を 4 月 6 日までに報告することを求める旨の通知を受領しておりました。本件の改善措置活動に対する計画及びその実施計画を取りまとめ、4 月 6 日、原子力規制委員会に報告いたしました。

当社としましては、過去の不適切事案を踏まえ、改善を進める中で、本件が発生したことを重く受け止めております。さらなる核物質防護の品質維持・向上を目指し、一過性の改善にならないよう取り組み、同委員会による追加検査等に真摯に対応してまいる所存です。

35 ページからは、その報告書の概要版を添付しております。先月説明させていただいた内容から大きな変更はなく、調査内容や原因分析の過程について詳細に記載したものですので、後ほどお読みください。

41 ページです。3 月 5 日の役員人事です。後ほどご興味があればお読みください。

52 ページです。3 月 17 日の公表です。見附市と佐渡市における「東京電力コミュニケーションブース」の開催についてお知らせしております。

見附市では、先週の週末 4 月 4 日・5 日の土日で、「市民交流センター ネーブルみつけ」にて開催しました。

佐渡市では、4 月 18 日・19 日の土日で「佐渡セントラルタウン」にて、コミュニケーションブースを開催する予定です。

53 ページです。3 月 30 日、「2027 年度の採用計画について」を公表しておりますので、後ほどお読みください。

54 ページです。4 月 1 日、「2026 年度の新卒採用の状況について」です。今年度は 817 人の新入社員を迎え入れました。内訳につきましては、後ほどご覧ください。

最後、55 ページです。毎月、ご紹介させていただいております「コミュニケーション活動の取り組みについて」です。

今回は、6 号機の起動工程における健全性確認の状況を、よりイメージしやすく分かりやすいように動画でお知らせさせていただこうということです。現在、東京電力ホールディングスの YouTube にて、記載のような各工程の動画を公開しています。QR コードも付

いているので、もしご興味があればご覧ください。私からの説明は以上になります。このあとは、福島第一の状況につきまして、本社のリスクコミュニケーター今井よりご説明させていただきます。

◎今井 本社リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス株式会社）

本社、立地地域室の今井でございます。

お手元の「廃炉・汚染水・処理水対策の概要」、A3の資料をご覧ください。先月3月26日の月末記者会見の資料です。

2ページ目です。先月の4つの大きなトピックスです。今回は、左上の3号機原子炉格納容器PCVの内部のマイクロドローン調査の結果について、詳細を4ページ目の4つのスライドでご説明します。

4つのスライドの左上の1ページ目が概要です。いわゆる溶け落ちた燃料デブリの取り出しに関しては、建屋が水素爆発していない2号機で試験的な取り出しをこれまで2回実施しており、また今後も継続予定です。

一方で、本格的な取り出しについては、建屋上部の使用済燃料プールからの燃料の取り出しが完了している3号機で実施することを、昨年7月に公表しております。今回、3号機原子炉格納容器内部のマイクロドローンによる調査を実施しました。

具体的には、手のひらに乗るような12～3cm四方の既製品のマイクロドローンを、イラストで赤い点線で囲っているX-53という直径14cmの貫通孔から挿入し、1回約10分のフライトで調査を計画しました。

左下2ページ目が調査の実績です。3月1日から19日の計11日間に21回のフライトを実施しました。後半は、カメラを縦向きにすることで、より上部まで確認することにも挑戦し、高い操作技術によって、全てのフライトでドローンが無事帰還し、映像を取得できました。

右上3ページ目が調査結果の一部です。写真が見にくいのですが、燃料が溶け落ちた原子炉圧力容器（RPV）の下部までドローンを上昇させた撮影です。写真で青い点線で囲った部分が、燃料が溶け落ちた原子炉の底部で、穴が開いた状態が見られる部位も撮影できました。

右下スライド4つ目が原子炉の内部構造物のイラストです。本来、原子炉の内部にある、CR（制御棒）ガイドチューブも、部品として下部に散乱していることも確認できております。

今回、得られた動画映像については、今後、3D（三次元）的に整理を実施し、また、映像の放射線ノイズから放射線率測定などを実施し、解析を進めていきます。

今回の撮影した動画の一部については、記載のURLもしくはQRコードでご覧できるので、ご興味のある方はご覧ください。

福島第一の廃炉の状況は以上で、東京電力からの説明も以上となります。

◎品田善司 議長

はい、ありがとうございました。続きまして、規制庁さんお願いします。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい。原子力規制庁の伊藤です。新年度になりましたけれども引き続きよろしくお願いたします。

規制庁の資料、1か月の活動報告でございます。一番上の規制委員会、4月1日に行っております。こちら、特重の、いわゆる設置期限の経過措置に係る議論をやってございます。こちらは添付資料を付けてございまして後ほどご説明したいと思います。

まずは、1枚目を先にご説明いたします。まず、審査実績を見ていただきまして、2番目です。6号機の長期施設管理計画の認可に関する、というところで審査会合をやってございます。

こちらは、申請書にミスがありましたので、その是正をこの審査会合で確認し、その後、審査を実施してございます。

その2つ下のところには、設計及び7号の設工認の認可に関するものです。こちらは通称第3電源と呼んでいますけれども、所内の常設の直流電源の3系統目というところで、それを設置するための審査を実施してございます。

続きまして、通達・文書のところをご説明いたします。一番上の3月4日は、セキュリティで白判定が出ましたので追加検査を実施しますという通知を出してございます。

3月19日、特重関係のいろいろな申請関係の受理をしてございます。その下に3月23、24とありますけれども、6号機の工程変更に伴いまして、いろいろな手続き等をしているというものでございます。

3月27日、6号の長期施設管理計画の一部補正をいただいたということになります。この補正を以って先ほどお話しした審査会を進めているということになります。

めくっていただきまして2ページ目。3月30日、3月31日。6号機の再稼働に伴う共用部の、7号機とありますけれども6号機との共用の施設がありまして、そちらの変更をしたというところ です。

最後、4月6日。改善措置の報告書。要は、先ほどのセキュリティの白判定で是正の報告書があがってきて、規制庁に受理されたというところでございます。

その下、面談です。2月25日、27日、3月5日と特重関係が続きますので、ここは割愛いたします。3月6日と3月11日にもありますけれども、文科省の地震本部の長期評価に係る会合をやってございます。それに係る資料の受け取りですとか面談をやってございます。ちなみに、「その他」のところ少し飛びますけれども、3月23日に、その会合、最後の会合を実施してございます。

前回の会合で、海底の中の地滑りの話や課題が少しありましたけれども、基本的に全て、既設の審査の中で評価されている部分で問題ないという結果になりました。この結果を委員会で最終ジャッジされるかたちになります。ですので、今は会合の中で結果が出たというだけでございます。このへんの話は、おそらく2部で東電さんから話されると思いま

す。

戻りまして3月6日と3月10日、並んでおりますけれども、先ほどの第3電源の話でございます。

3月16日です。発電機のトラブル。先ほど東電さんから話しがありましたけれども、そちらの話を伺ったという面談。

3月18日です。格納容器の中に水素濃度計という設備が付いていますけれども、こちらは2基ついていまして、さらに予備が2つあります。この予備の位置付けをどうするかを審査グループに相談に行ったという面談でございます。

3月19日、第3電源の話です。

最後、一番下に3月27日ですけれども、消防車の更新をいたしました。消防車が新しくなりますので、使い勝手が変わります。その力量付与の訓練に関する面談をしたというところでございます。

最後は、「放射線モニタリングの情報」ということで、後ほどこのURLで確認していただければと思います。

それでは、めくっていただきまして、通しの3ページ目。右下にページ番号が振っております。この通しの3ページ目からご覧ください。特重関係の経過措置に係る議論を4月1日に委員会で実施してございます。

この特重の話ですけれども、特重の規制要求が出来てから10年が経ちまして、5年という猶予期間を持たせました。その際は、規制を適正にする意味で、事業者の方々と意見交換をし、その際にはまだどういったものが出来上がるか、どのくらいのリソースが掛かるか分からなかったもので、だいたい5年ということで整理をいたしましたところ。ふたを開けてみれば10年経って、結局、再稼働した12基中11基が期限内に特重施設を完成することができませんでした。これは事実でありますので、これに対して規制の適正化を行ったという議論になります。

現場の実態と乖離しているということは、規制の評価ですとか改善ですとか、そういったところがしっかり機能していなかったのではないかとということで、今回、そういったところを議論したという話になります。

下にいきまして3ポツ。見直し案というところになります。(1)見直しの考え方の1行目の終わりから書いています。この特重施設は情報が異常に少なく、皆さん、どういうものかが、なかなかわからないと思いますので少し説明しづらいのですけれども、位置付けとしましては、シビアアクシデント対策やテロ対策の信頼性向上のためのバックアップの対策ということになってございます。そして、議論した結果、4ページ目をご覧ください。

4ページ目の(2)、議論の結果といたしますか、この時点では、「案」ですけれども箱の中に入れてございます。読ませさせていただきます。

「特重施設設置に係る経過措置期間の5年は変更せず、当該経過措置期間の起算点を、

本体施設の設工認の日から、本体施設の使用前確認に変更する」というかたちになりました。

解説いたしますと、本体施設の設工認というのは、いわゆる、ものを作る前、工事をする前に審査をしまして、基準にあったもの、こういったものを造りますということが終わる日でございます。つまり、言い換えると、建設工事ができる日となります。以前の特重の期限は、工事ができる日から5年としていたというかたちになります。

一方で、新しく議論した結果、「本体施設の使用前確認日に変更する」。要は、今回、6号機でいえば、4月16日に、使用前確認日という日が迎える予定になってございます。この使用前確認は、さまざまな工事を経て、きちんと設備が適切に動くかどうか、安全機能が完成しているかどうかを確認する日です。

つまり、特重期限のスタートの地点を本体。安全対策が完成したと、確認できた日からのスタートでしたというものでございます。

めくっていただきまして、5ページ目です。この見直しの対象となる発電炉につきましては、一部、認められないものもございます。この箱の中の2行目の途中から書いてあります。「経過措置期間が満了していない実用発電用原子炉とする」。これが認められるものです。7号機は、既に経過措置期間が過ぎていますので7号機は除かれることとなります。

今後の方針、4ポツのところを見ていただきたいのですけれども、このあと規制委員会規則を見直しします。見直しをした上でパブコメをかけます。パブコメで皆様からコメントをいただいた上で再整理をし、委員会にかけて最終的に規則が成立するかたちになります。

最後です。7ページ目をご覧ください。7ページ、8ページ目に、既に再稼働しているプラントの経過時間の概要を見える化した絵があります。非常に分かりづらいですが、例えば一番上の九電の川内1号機を見ますと、水色の帯が肌色の帯に変わっている線があると思います。これは、水色の帯のスタート地点が本体の設公認が終わった日でございます。ここから、元々は5年でしたが今回の議論を取り入れると黄色い線がスタート地点になります。黄色い線から5年になります。

つまり、水色の部分が、この川内1号機では少し延長される部分になりますが、川内1号機は既に動いていますので今回は関係のないプラントになります。

一方で最後のページをめくってください。下から2番目に柏崎刈羽の6号機があります。こちらを見ますと、水色と肌色の合体した帯の水色の最初の地点が以前のスタート地点になります。ここから5年になります。実際は、オレンジ色のところ。4月16日になりますけれども、4月16日から5年になりますので、水色の1年半分くらいが長くなるかたちになります。先ほどの文章の説明を見える化をしたものになります。

規制庁からは以上です。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。続きましてエネ庁さん、お願いいたします。

◎渡邊 柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

はい、資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所の渡邊でございます。今年度もよろしくお願ひいたします。

それでは、エネ庁の「前回定例会以降の資源エネルギー庁の動き」という資料をご覧ください。

今回、中東関係の中身を多数載せておりますので、ちょっとボリュームが多いものから、要点だけを飛ばしながら説明させていただきます。

まず、1「エネルギー政策全般」。上の、一番最初の二重丸の部分、「中東情勢関連対策ワンストップポータル」を開設しました。3月26日です。エネ庁は、これまでエネルギー情勢について、適宜エネ庁のホームページ内で、いろいろなところで情報提供はさせていただいてきたのですけれども、今回は、中東情勢に関しては、ワンストップポータルという特設サイトを設けました。ここを見ただけであれば、中東情勢の情報は見れるという一つにまとめたものでございます。

次以降は、例えば、最初の「赤澤経済産業大臣は、サウジアラビアのアブドゥルアジーズエネルギー大臣とオンライン会談を行いました」等、大臣等の海外要人との面談というふうな情報を載せていただいております。

1ページ目の最後です。民間備蓄義務量の引き下げ及び国家備蓄石油の放出を行いますということです。内容につきましては、枠組みの中の一番下のところで、「民間備蓄義務量の引き下げ及び国家備蓄石油の放出」をプレスで発表させていただいているところでございます。

次のページ、少し飛ばさせていただきまして3ページ目をご覧ください。一番最初のところでございます。3月31日に、中部電力株式会社から、1月5日に行った「報告徴収命令に対する回答を受領し追加報告を求めました」ということです。ご存じの中部電力のデータ問題につきまして、当省からも報告調書をかけております。受領し、追加報告を求めたということでございます。新たに求めた追加報告につきましては、枠の下の中の1、2、3に記載をしているところでございます。

また同日でございます。同じような書き方ですけれども、中部電力株式会社から1月19日に行った報告徴収命令に対する回答を受領しました。こちらは、枠の中に「報告内容の概要」ということで事実関係、原因分析、あるいは再発防止策、今後の対応につきまして概要を記載させていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

4ページ目にまいりまして、赤澤経済産業大臣の閣議後、記者会見でございます。

3月10日に、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から15年ということで、翌日3月11日でございますので、このことについて記者会見で触れさせていただいております。まず、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から15年ということで大臣冒頭発言で、最初の枠の中の下のほうでございます。「経済産業省として、最後まで責任を持って取り組むとともに風化させることなく、次世代にこれまでの経

緯や取り組みを継承してまいります」。それから、「明日は福島県主催の東日本大震災追悼復興祈念式に出席いたします」ということで、実際、赤澤大臣が出席をいたしております。高市総理も出席をしているところでございます。

次はだいたい中東関係の情報が多数ありますので、こちらは後ほどご覧いただければと思います。

大分飛ばさせていただいて 11 ページをご覧ください。これも中東情勢の話でございます。3 月 27 日、石油備蓄の放出、代替調達先の確保、他ということ。最初の枠、中東情勢に関する広報担当官ということで、当庁としましても積極的に中東情勢に関する情報を発信していくということです。冒頭発言の中ほどにありますけれども、担当の細川資源エネルギー庁危機管理担当統括調整官。これを新たに役職として任命しまして中東情勢につきましては、日々情報発信をしていく。毎日、基本的には 2 時から事務ブリーフを行うことにしているところでございます。

13 ページ目をご覧ください。下のほうでございます。3 月 31 日、中部電力浜岡原子力発電所他ということでございます。先ほどご説明させていただきました中部電力からの報告徴収の話につきまして、次のページにはなりますけれども。浜岡原子力発電所ということで記者会見、質疑応答を行っているところでございます。記者会見のところはこのへんで終わりにさせていただきます。

16 ページ目の下のところでございます。エネこれ、エネルギーのこれから。これまでとこれからのご紹介でございます。

3 月 10 日に「15 年目の福島ーこの街でイノベーションに挑戦するということ」。それから 3 月 19 日は、「アジアの脱炭素化と経済成長を目指す『AZEC (エイザック)』後編」ということ。それから 3 月 26 日に「鉄鋼業で進む GXー『グリーン鉄』普及へ政府も支援」ということで情報提供をさせていただいているところでございます。

17 ページ目でございます。中ほどから、2 ポツの事務所活動ということ。3 月 19 日に、刈羽村の軽費老人ホームとうりんホームの竣工記念式典に私、出席をいたしました。軽費老人ホームにつきましては、電源立地交付金制度を利用して建設された施設でございますので私も呼ばれたという次第でございます。

3-2、各種委員会開催状況ということ。まず、電気・ガス事業関連ということでございます。18 ページ目の中ほどにあります、第 48 回原子力小委員会が 3 月 31 日に開催されております。内容につきましては、原子力政策に関する最近の動向。次世代革新炉開発ロードマップ等について、報告・議論が行われました。内容につきましては、この記載の URL に資料が載っているところでございます。

3-3、次のページの 3-4 のパブリックコメントにつきましては割愛をさせていただきます。

最後、4 ポツ、その他でございます。冒頭にご説明させていただきました中東情勢のワンストップポータルサイトにも関連することでございますが、燃料油や石油製品の供給

に関する情報提供の受付についてということです。委員の皆様方の中にも事業を営んでおられる方もいらっしゃると思いますけれども、当省、燃料油や石油製品等の供給について、備蓄石油の放出や燃料油の激変緩和措置を含めて、万全の体制をとっているところですが、万一、買い占めや売り惜しみなどの影響が生じる場合に備えて、事業者や消費者の皆様からの情報提供を受け付けることといたします。こちらの場合はメールで受け付けますということで、下に URL、星印とかアットマークがありますけれども、これは変えてやってくださいということです。

内容といたしましては、例えば、売り惜しみや買い占めというのがあるのではないかということを感じられた場合に、販売事業者名や契約状況、今後の調達見込みなどをメールでこちらに情報提供いただければと思います。

資源エネルギー庁からは以上です。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。続きまして新潟県さん、お願いいたします。

◎中野 主任（新潟県・防災局原子力安全対策課）

はい。それでは、新潟県から「前回定例会以降の動き」ということでご説明申し上げたいと思います。右上に新潟県と記載しております A4 の 1 枚紙の資料をご覧くださいと思います。

まず、1 点目、「柏崎刈羽原子力発電所の監視の強化」についてでございます。

6 号機の原子炉起動に合わせ、東京電力から報告を受けた起動工程の実績及び県が実施している環境放射線モニタリングの結果を確認し、公表させていただいております。

また、安全協定に基づく状況確認を行い、その結果も合わせて公表させていただいております。状況確認についてですが、前回定例会以降に実施したものでございますと、3 月 16 日に実施させていただきました。この時の確認内容といたしましては、2 月 20 日の中間停止からの運転状況、放射線監視の状況について、確認を行いました。

また、3 月 12 日に発電機において、地面への微小な漏電を示す警報が発生した事案につきまして、原因と対策を確認いたしました。

続きまして、2 番目の月例状況確認でございます。3 月 10 日及び 4 月 7 日、柏崎市様、刈羽村様とともに安全協定に基づく発電所の月例状況確認を実施いたしました。

確認内容ですけれども、3 月 10 日は、3 月 18 日の総合負荷性能検査。こちらは後に、4 月 16 日に変更しておりますけれども、こちらの性能検査に向け、これまでのプラント起動工程の状況について説明を受けました。

また、4 月 7 日ですけれども、2 月 15 日に監視チームにより不具合の確認を行っていた TIP（ティップ）、こちらは原子炉内の中性子検出器を校正する設備でございますけれども、こちらについて説明を受けるとともに現場確認を行いました。併せて、2 月 24 日に制御棒駆動機構の警報が発生したことを受け、スクラムで使用する制御棒駆動水系の概要について説明を受けるとともに現場確認を行いました。

裏面に移っていただきまして 3 番目、原子力発電所周辺環境監視評価会議についてでございます。3 月 25 日、第 84 回評価会議を開催しまして、新潟県と東京電力が令和 8 年度に実施する発電所周辺地域の環境放射線の監視調査及び温排水の影響を把握するための調査計画について内容を確認いただき、原案通り了承されました。

また、6 号機の原子炉起動に合わせて強化しております県の環境放射線モニタリング結果について問題となるような測定値が認められなかったということについて報告させていただきました。

4 番、「柏崎刈羽原子力発電所の安全対策・防災対策の現状をまとめたリーフレットの作成」でございます。原子力発電所の安全対策・防災対策の現状をまとめたリーフレットを作成させていただきました。リーフレットにつきましては、県のホームページに掲載するとともに、順次、県内の各戸に配布をさせていただいております。3 月 13 日に、こちらのリーフレットについて、報道発表させていただいているところでございます。

新潟県からは以上でございます。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。続きまして、柏崎市さん、お願いします。

◎鴨野 主任（柏崎市防災・原子力課）

はい。柏崎市役所防災・原子力課の鴨野と申します。

私からは、柏崎市の資料「前回定例会以降の動き」について、ご説明をさせていただきたいと思います。と言いましても、柏崎市の資料、1 番、2 番、3 番と記載がございますけれども、基本的に新潟県さんの 1 番、2 番、3 番の内容と重複しております。それぞれ、状況確認あるいは評価会議にオンラインまたは現地で参加をさせていただいております。そのような状況というところで詳細な説明については割愛させていただきたいと思います。

柏崎市からの説明は以上でございます。

◎品田善司 議長

はい。それでは最後に刈羽村さんお願いします。

◎北本 主事（刈羽村・総務課）

はい。刈羽村総務課の北本と申します。今年度もよろしく願いいたします。

それでは、右上に刈羽村総務課と書かれました 1 枚ものの資料をご覧ください。

まず 1 点目です。柏崎刈羽原子力発電所の監視の強化ということです。今ほど新潟県さんと柏崎市さんからもお話ございましたが、6 号機の原子炉起動に合わせて、新潟県、柏崎市さん、それから専門家の方々と監視チームを組んで、状況の確認を実施いたしております。状況の確認につきましては、今ほど、新潟県さんと柏崎市さんからもお話がありましたとおりですので、割愛をさせていただきます。

2 番、安全協定に基づく状況確認につきまして、こちらも先ほど新潟県から説明ございましたとおりでございます。3 月 10 日についてはオンライン会議で、4 月 7 日について

は現場に赴きまして月例の状況確認を実施いたしております。

3番、新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議でございます。こちらにつきましては、当村の村長の品田及び総務課の職員が出席をいたしております。内容につきましては割愛をさせていただきます。刈羽村からは以上です。

◎品田善司 議長

はい、大変ありがとうございました。それでは、質疑応答に入らせていただきます。発言を希望される委員は、まず手を挙げていただいて、私が指名したあとにお名前とどちらのオブザーバーへの質問か意見を明らかにしていただいて、簡潔明瞭をお願いしたいと思います。

それでは、どうぞ。本間委員、お願いします。

◎本間 委員

はい、本間です。いくつかありますけども。まず、最初に東京電力さんに質問とかではないんですが、この前の会議の時にちょっと話が出た、禁忌のペアの制御棒をばっけした時の警報が鳴らない問題についてです。この会議の場では、結局、なにか行き違いで終わりになりましたけども、その後、終了後にちょっと担当の方とお話して、結局、これまでは禁忌のペアについて、全部の検査はされていなくてサンプリングでやられて、起動時にそれを東電さんがやったというふうに書かれていたんですけども、今回のトラブルがたまたま動作不良の禁忌ペアが選ばれたために事態が発覚して、その後、全数調べたという経過だということでした。これはこの前の会議での中身ですので、私が今日、こうやって発言しておけば記録には正式に残るのかなと思ひ、発言させていただきました。それが1番です。当然、何かあれば言ってもらえばいいですけど特にいいです。

2番目です。新潟県の発行したリーフレットについて。問題がいっぱいあり過ぎて、全部やっていると時間がとても無いのです。2、3に選ばさせていただきました。あちこちから批判が出ていると思います。質問の1番は、一番問題になっていると思いますけども、このリーフレットの3ページ目。「事故の状況が悪化するにつれて、避難範囲は広がり、最大20kmに拡大しました」という記載です。これは誰が考えても、それはおかしいだろうと。飯館村の避難は40km以上にまで避難しているわけです。という間違いについて県は何か間違いじゃないと言っているようなんですけども。なぜ間違いじゃないのか、もう一回きちっと説明してください。

それから、1ページの下の囲みのところ。「稼働にあたっては、従来の設備の強化、炉心損傷、シビアアクシデント、テロなどへの新たな対策が求められています」と書かれています。ここでいう「新たな対策」という中には、特重施設も含まれているのでしょうか。その2点です。

本当はいっぱい用意してきたんですけど、説明が長くて時間が無いので、あとでまた文書で出そうと思いますのでよろしくをお願いします。今の2点についてお答えください。

それから、3つ目に規制庁さんに質問です。この前もお話しましたが、特重施設の

猶予期間について、延長も問題なんですけども、「5 年間は特重なしで運転しますよ」ということは、我々住民としてはどう考えても納得できないんですね。あれだけの巨額。あれだけのどれくらいか実はわかりませんが、お金を掛けて労力をして造る設備が単に飾りもののわけではないわけですから。有ると無いとではかなり大きく違う。反対の中にも、その特重施設が一定の効果はあるだろうと評価する学者もいらっしゃるみたいですから、そうなんだろうと思うんですけども、それがなくてもいいという理由を住民に分かるように説明してください。この前の説明も今一つわからない。今日の説明も法的な手続きの話だけです。無くて安全なんですという、私が納得できる説明をしていただきたい。以上3点です。

◎品田善司 議長

それでは、東電さん、何かコメントございますか。

それでは、新潟県さん、お願いします。

◎石川 課長（新潟県・防災局原子力安全対策課）

4月から原子力安全対策課長を務めさせていただいております石川と申します。

本間委員からご質問をいただきました、1点目でございます。先ほど、私どもがお配りし、前回定例会以降の動きの4番で紹介させていただきましたリーフレットについてでございます。今、皆さんのところに配布がございませんで、こちらの資料にも書いてございますように、ホームページでは公開しております。また、先月29日に新聞折込で皆様のご家庭に配布させていただいているところでございます。今、ちょうど私の手元に1枚あるんですが、このようなかたち、全部で8ページのものですけれども配布させていただきました。

私ども、今までさまざまな施策で、さまざまな広報を出しておりますけれども、我々としなくても思い切って分かりやすいような表現で皆様に関心を持っていただくということで、難しい表現で長々とページに渡るものが当初の案だったのですが、これでは皆さんが手に取っていただけないだろう、まずは手に取ってみていただけるようにということで、分かりやすく簡潔に記載させていただいたところでございます。

そうした中、先ほど、本間委員からご質問いただきました。リーフレットの3ページに福島事故を踏まえて、どういった課題があって、どのように対策が強化されたかという作りの中で、まず、先ほど本間委員のお話されたように、事故が起こって3月11日から12日にかけて、避難の地区が順次、2 km、3 km、10 km、20 kmと避難指示区域が拡大されました。そして、リーフレットのその次のところには、どんどん避難の指示区域が拡大されて、皆さんご存じのとおり、双葉病院の方であるとか、行き先が決まっていなくて、混乱の中で亡くなる方も出ました。それが3月に起こったのですけれども、私どものそういった説明の中では、避難指示の区域が最大20 kmに拡大されたということ。その拡大されたことによって問題が起こったこと。そして、それを踏まえて現行の避難の体制が組まれたこと、という流れで今回、記載させていただきました。

お話のありましたとおり、その後、今度は計画的避難区域というものが設定されまして、すぐに避難ではないのですが、おっしゃるように 1 カ月程度をかけて域外に被ばくの可能性もあるので移ってくださいというものがございました。

私ども「避難指示」という指示でもって、20 km圏まで拡大と記載しました。先ほど申し上げました双葉病院の問題も起こりました。この部分にポイントを絞って記載させていただいたところでございます。

我々、本件に限らずこのリーフレットにつきましては、もっとより多く書くべきだろうとか、こういったものを書くべきだとか、さまざまなご意見をいただいております。リーフレットに限らず、県のホームページであるとか、ネットだとか広報周知、正しい理解は大事だと思っておりますので、今後もさまざまな取り組みをする中で、いただいたご意見をより良い広報に照らしていくためには参考にして改善していきたいとは考えているところでございます。

2 点目につきまして、もう 1 名の県の職員からご説明いたします。

◎伊藤 技師（新潟県・防災局原子力安全対策課）

2 点目につきまして、伊藤からお話させていただきます。

委員ご指摘の 1 ページ目の原子力発電所の安全対策ということで、「稼働にあたって従来の設備の強化、炉心損傷（シビアアクシデント）、テロなどへの新たな対策が求められています」というところです。テロなどへの新たな対策というところは、委員のご指摘のとおり特重も踏まえて記載をしております。以上です。

◎品田善司 議長

規制庁さん、お願いします。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい。規制庁の伊藤です。ご質問ありがとうございます。

まず、現時点で再稼働しているプラントは、新規制基準をすべてクリアしているプラントでございます。シビアアクシデントの設備も運用されているものでございます。この時点で安全性はかなり高くなっているという状況です。

その上で、特重施設ですけれども、そういった安全性の更なる信頼性向上のためのバックアップのものという位置付けになってございます。ですので、こういったかたちで猶予期間を設けています。以上です。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。はい、手短にどうぞ。

◎本間 委員

はい、すみません。じゃあ手短に。

県にです。いろいろグダグダ述べないで、もう少し短く返事してもらいたいんですけども。飯館村は、避難範囲には入っていないという認識ですか。

◎石川 課長（新潟県・防災局原子力安全対策課）

ご質問ありがとうございます。

私どもは、「避難指示区域」としては20 km圏内。「計画的避難区域」としてでは、ご指摘のとおり飯館村も入っております。今回、私どもが記載したかったのは「避難指示区域」。避難指示のほうで記載させていただいたところでございます。手短にということで以上にさせていただきます。

◎品田善司 議長

それで、もう一方、お願いします。

◎本間 委員

もう少し議論させてください。議論というか不十分ですよ。全然。

◎品田善司 議長

すいません、時間が過ぎていきますので書面でお願いできればと思います。

岡田副会長、お願いします。最後、お願いします。

◎岡田 委員

岡田です。規制庁さんに伺います。私も特重の設置期限についてです。

7号機が燃料装荷までして、プラントの機能的、性能的にはほぼ満足したような状況で、ただ地元同意がない中でそのまま期限を迎えたということです。これがいわゆる今の中東情勢の中で、エネルギーの多様性というか、多様化の必要性が求められた中でなかなか理解が難しいなというところです。

とにもかくにも、使用前確認ができていない。性能が満足しているのか、していないのかが誰も確認ができていない状況なので仕方がないのかなというところもあるんですけども。「地元同意」というものを、営業運転まで至らないまでも規制庁、事業者さんの責任において現状の試運転まではできるというふうな、そういう地元同意の在り方にしておかないと本当にいざとなった時に、国破れて原発有りみたいに立派な原発だけ残って皆さん貧しくなっているという状況になっていくのではないかなと思います。意見でございます。

◎品田善司 議長

規制庁さん、お願いします。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、ご意見ありがとうございます。規制庁の伊藤です。

地元同意の件につきましては、教科書通りの回答になってしまって恐縮ですが、規制庁が関与するところではございません。

我々は、燃料装荷の断面で試験使用承認を出して、そこから起動しても良い状態になっているという確認はしておりました。ですので、何もないとすればそこで普通に起動して、調整運転を経て営業運転に入るわけです。そこでストップがかかったのが、我々の範疇の外側の話ですので我々からのコメントがしばらくのところでございます。以上です。

◎品田善司 議長

はい。皆さん、大変ありがとうございました。時間も少し押してしまいまして申し訳ございません。今、40分ですので、7時50分まで休憩とさせていただきます。よろしくお願ひします。事務局、空気の入替えをお願いします。

－ 休憩 －

◎品田善司 議長

皆様、お揃いになりましたので、再開したいと思います。

議事の2番目でございます。次第にもございます「柏崎刈羽原子力発電所における日本海側の海域活断層の長期評価への対応について」。それから同じく「基準地震動策定について」ということで、東京電力さんから説明をお願いしたいと思います。

では、お願いします。

◎荒川 土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の荒川でございます。よろしくお願いいたします。

日本海側の海域活断層の長期評価は、国の機関が評価をだしており、これに対し、既に許可をいただいている6・7号機の影響をあらためて評価したものとなっています。また、基準地震動策定については、前回もご質問等があった中部電力浜岡原子力発電所の件となりまして、規制庁でも現在検査中であり情報は限られていますが、現時点で少し違いをご説明させていただきます。

資料については、表紙と3ページものがポイントをまとめたものです。別添の資料1～3は、既存の説明資料から今回のポイントに該当するところを抽出したものです。資料構成、抜粋の関係上でページ数が飛んでおりますのでご承知おきください。

今回、図面を使って場所や位置関係等をご説明させていただき関係上、ディスプレイを使って、指しながらご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

本編の1ページ目になります。

2024年8月2日です。地震調査研究推進本部という国の機関から、「日本海側の海域活断層の長期評価」が公表されました。マグニチュード7.0程度以上の地震を発生させる可能性のある、長さ20km以上の活断層をお示ししたものとなっています。

それに合わせて、同じ年の1月1日に発生した能登半島地震の震源断層が、北東～南西にまたがる150km程度の断層という評価が公表されております。

図を使ってご説明いたします。

資料1のスライド6を示させていただいております。こちらは全体としては、兵庫県の北方沖から新潟県の上越地方沖ということで公表されております。こちらは、東部、東側半分の図面を添付したものです。

柏崎刈羽は少し見切れてしまっていますが、敷地から北西の海域に活断層が示されて

います。この中で、赤いラインのものが活断層と言われるものです。

ナンバリングでいうと 10～25 番で示されています。12 番が少し図面から外れていますが、10～25 番までの断層が示されました。

後ほどご説明しますが、(発電所の)敷地に近いところは断層を評価していましたが、遠くにあるものについては、それより影響は小さいということの概略的な評価で終わっていたので、規制庁からそういった影響についても検討するよう指示があったということです。

資料 1 のスライド 126 です。もう一つの能登半島のポイントになります。

能登半島地震については、能登半島の北岸から少し東西に係る範囲で 150km が示されています。

これについては、長期評価でも、ブルーで囲われた 14 番の断層と、ピンクで囲われた 16 番の断層、緑で囲われた 22 番の断層ということで分けて提示されています。この 3 つの関係性を明らかにして評価をするようにという宿題を(規制庁から)いただきました。

本文に戻り、そこまでが 8 月 2 日で公表された内容となっています。

8 月 5 日に規制庁から、許可済みの 6 号機・7 号機の設置変更許可への影響を精査するように指示をいただきました。

それに基づき、意見聴取会合という公開の場で当社の評価を説明し、コメントをいただきました。それに加えて、2025 年 6 月 27 日に同じ地震調査研究推進本部から、「日本海中部の海域活断層の長期評価」という新たに評価が出ました。

その内容について少し補足します。資料 1 のスライド 7 になります。

資料 1 のスライド 6 と似たような図面ですが、やや西側に移った図面となっています。そのため、先ほど申し上げた 12 番の断層が入った図面になっています。ここでのポイントとしては、こちらの番号でいう 23 番が、新たに活断層として公表されたということになっています。そのため、これについても新たに影響を評価するというで追加しています。

その他は、地震発生確率などが示されています。我々としては、ここで示されたものは、確率等ではなく、起こるものとして評価することとしています。確率についてはあまり問題なく、ここでの追加の情報としては、評価の対象の断層が 1 つ増えたという内容です。

本文に戻ります。その後、追加の断層を対象として評価等を行い、意見聴取会合を 3 回、4 回と実施し、新規の情報等があれば追加し検討もしました。後ほどご説明しますが、長期評価の影響評価という観点の評価と、能登半島地震を踏まえた影響という 2 つの大きな柱でご説明させていただいたところです。

3 月 23 日の意見聴取会合にて規制庁からいただいていたコメントについては、全て回答させていただいた状況となっています。

3 月 23 日の資料の抜粋が資料 1 になります。そちらで少し補足説明をします。

資料 1 のスライド 6 です。ポイントは、長期評価の影響評価になります。長期評価に示

された断層のうち、敷地を中心とする半径 100km の範囲で、対象を敷地に影響を与えると
いうことで絞ったうえで詳細確認が必要な断層 7 つを抽出し、基準地震動と基準津波の
影響を検討しています。

その結果、許可をいただいている基準地震動や基準津波に影響しないことを確認して
います。

だいたい敷地を中心とすると半径 100km で対象となる断層が、16 番、21～25 番の断層。
ナンバリングがないですが、23 番の横に伏在断層という点線のものがあり、これも一つ
の断層と長期評価で出ていますので、これも対象にしています。

資料 1 のスライド 7 です。先ほど申し上げた範囲の中では、番号が重なってしまいま
すが 23 番が追加され、合計 8 個を、まず対象として抽出しました。

資料 1 のスライド 6 に戻ります。

23 番の上越沖という断層については、既に許可をいただいている審査の中で、かなり
議論をしてこれよりも長い断層として評価しています。これについては、抽出した 8 個の
中から既に検討しているため除き、最終的には 7 個の断層を今回、影響評価を行ったこと
になります。その結果を示したのが、資料 1 のスライド 11 になっています。

1～9 番までは、許可をいただいている審査の中で議論をして決まったものとなってい
ます。それから少し離れたところ、10～16 番が今回、長期評価の中から抽出した敷地に
影響を与える可能性があるということで抽出した 7 個になります。こちらに対して影響
評価を行いました。

資料 1 のスライド 12 です。

ここに記載されているとおり、地震動評価への影響確認は 2 つの方法をやっておりま
す。既許可の考え方に基づく影響確認。これは起きた地震に対して検討したものです。そ
れに対し、地震本部の長期評価で決められた地震規模を用いた影響確認があり、この 2 つ
の方法で確認をしました。

資料 1 のスライド 12 の図が、既許可の考え方に基づく影響確認の結果です。方法は、
これまで審査会合で説明した内容で評価したものとなっています。赤い線が、海域の断層
の代表選手である F-B 断層（中越沖の震源となった断層）です。まずベースとなる長さや
敷地からの距離を考え、先ほどの 7 つの断層についても、同じグラフ上に落とすと、この
赤い F-B 断層をいずれも下回るため、基準津波を変えるような影響があるものではない
と評価をしているところです。

続いてのスライド 13 についても内容は同じになっています。地震本部に基づく地震規
模を用いた影響確認の結果をグラフ化しています。これについても、赤い F-B 断層を全て
下回っていますので、これに基づいて作った基準地震動に影響を与えるものではないと
いう評価をしております。

資料 1 のスライド 14、津波評価への影響確認になります。こちらも 7 つの選定された
断層による津波と、許可をいただいている時の敷地周辺海域の活断層による津波の最大

ケースの比較を行っています。それでも 7 つの断層による津波は許可いただいている津波の一番大きいケースを上回ることにはなかったため、基準津波を変更する必要はないと評価しています。その結果が次の資料 1 のスライド 15 になっています。

表が 2 つあります。上の表が津波による上昇の水位の話であり、下の表が下降側ということで評価しています。一番上段の黄色の部分が、これまでの許可をいただいている値です。

白色の部分が 7 つの断層の結果になっています。2 つ大きく分かれているのは、これも手法による違いです。いずれの数字を見ても、黄色の値を上回るものはないということがご確認いただけます。下段の津波水位低下もマイナスであり、水位の低下は既許可の数値の方が、マイナスとして大きいことがご確認いただけます。こちらが長期評価そのものの評価です。

本文スライド 2 に戻っていただき、能登半島地震を踏まえた影響評価となっています。今回の能登半島地震のデータや、その他の知見も踏まえ以下のことを検討しています。

基準地震動では、敷地に大きな影響を与える検討用地震の選定ということで F-B 断層より大きいかどうかの背比べの段階ですが、門前断層帯～能登半島北岸断層帯～富山トラフ西縁断層の 3 つの断層の全体が連動するというのを考慮して影響を検討しております。

また、基準津波では、地震の評価よりもいろいろな資料を多角的に分析したことや、この 3 つの断層の関係性などを分析して、総合的に評価した結果、層厚や傾斜の異なるような、こちらの 2 つの組（門前断層帯～能登半島北岸断層帯）ともう一つの組（富山トラフ西縁断層）を分けた上で連動して動くという評価をしております。そういったことも検討した結果、基準地震動も基準津波にも影響しないということを確認しました。

資料 1 のスライド 126 になります。

地震の方では、青とピンクと緑で囲われた断層の端から端が 193km ということで評価しております。

次のスライド 132 です。南の断層（門前断層帯）から一番北の断層（富山トラフ西縁断層）の連動は 193km と設定するということが示されております。

これを図でお示ししたのが、次の 137 スライドになります。この南の門前断層帯というもの、それから能登半島地震のほぼ中心にあったような能登半島北岸断層帯、それから富山トラフ西縁断層を繋げたかたちで、表で所見をまとめています。193km という設定で評価を行いました。その結果がスライドの 16 です。

こちらについては、先ほどと同じやり方をしています。この赤の F-B 断層（中越沖の震源）比較した時に、いずれの方法で（既許可の方法と、長さから断層の規模を決める方法）荒浜側も大湊側も F-B 断層による地震を超えないため、こちらも基準地震動には影響ないと評価をしています。

次に津波です。スライド 158 です。

津波は丁寧に議論させていただいて、いろいろな能登半島地震のデータや知見、他の知見も含めて収集して分析し、その結果、この3つの断層の関係性を考慮しております。

こちらが一番大きなポイントだと思います。この2つの断層（門前断層帯～能登半島北岸断層帯）は、断層が能登半島の下に入り込むような断層となっています。一方、富山トラフ西縁断層は西側を向いているようになっています。ある意味、逆向きになっています。そういったものを多角的な視点からも踏まえ、評価をしております。

これに加えて、資料上、割愛していますが、海底地滑りといったものも考慮し、最終的に評価を行いました。その結果がスライド18です。

先ほどの整理と同じようなかたちでまとめてあります。取水口前面の上昇側と下降側。また、荒浜側防潮堤の前面や防潮堤の背後（敷地内）を全て比較して、いずれも上回らないという結果を評価しました。

ここまでが、海域活断層の評価結果のご説明になります。

お時間いただきまして、2つ目の基準地震動のご説明をさせていただきます。

冒頭も申し上げた通りですけれども、まだ中部電力も検査が続いており、詳細が必ずしも把握できていないところもあります。前回も規制庁の伊藤所長からもご説明があったと思いますが、方法が違うということで、検討のスタートが少し変わってきているところと背景をご説明します。

本文のスライド3です。中部電力の公表では、浜岡原子力発電所の地震動評価における代表波の選定というところで、審査会合での説明と異なる方法や意図的な方法で実施されていた疑いがあるというところで公表されています。

その中で、具体的な記載がありますが、地震動評価のうち断層モデルを用いた手法において、赤字で記載されている統計的グリーン関数法と波数積分法というもののハイブリッドを使ったということです。

柏崎刈羽原子力発電所における基準地震動の策定方法は、記載されている経験的グリーン関数法というものを採用しているところが、大きな違いだと思っています。前回も伊藤所長からあった通り、経験的グリーン関数法というのは、中越沖地震の記録に基づいて作っているということです。記録を下回る選定をできるような背景ではないと思っています。

一方、浜岡原子力発電所は中越沖地震のような大きな地震の記録がないため、他地点の記録などを統計的に整理して新規に作るというところで少し疑いがあることがなされたと認識しております。

今日は別のスライドでそこを説明したいと思います。資料2になります。

こちら浜岡原子力発電所の基準地震動の策定フローを書いています。地震動、特に敷地ごとに策定するというところについては、プレート間地震や内陸地殻内（断層）、それから海洋プレート内地震といったものを分類して、その中での代表波というのを決めた上で、地震動評価で応答スペクトルによる評価と断層モデルによる評価と大きく2つに分

けられます。この中で、今回疑いがあるということで公表されているのは、この断層モデルを用いた手法となっています。

次のスライド5です。

対象となっているのが断層モデルを用いた手法ということになっています。浜岡原子力発電所では大きな地震を経験していないということもあり、観測記録がないため、統計的に取りまとめたものを使用しているということです。

断層モデルを用いた手法を少しご説明します。このスライドのモデルの場合、断層面が6×6の格子状で36面あります。1つの面で小さい地震が出来、それを36個足し合わせて最終的に地震動を作ることになります。

浜岡原子力発電所の場合は、ここの小さい地震を作る段階で統計的な整理を実施し、最終的には地震動を作っているということになっています。

当社の資料は少し文言が多いので、ここでご説明させていただきます。当社はここが先ほど申し上げた経験的グリーン関数法ということです。

これと仮に同じモデルだとすれば、この小さい地震そのものが観測記録で定義され、最終的な地震を作り上げます。まずスタートが、記録として有るのか無いのかが大きな違いであり、記録に基づいて作らないと作れないものとなっております。

最後、資料3の当社の基準地震動策定についてです。スライド3です。

柏崎刈羽原子力発電所の断層モデルについてご説明します。基準地震動をSs1から8で8つ作りしました。そのうち先ほどの浜岡原子力発電所と同じような断層モデルを使用したところは、F-B断層という中越沖地震を発生させた震源に基づいたものと、想定上の長岡平野西縁断層帯というもので作ったものを4つ作成しております。

表の赤枠で囲ったところは、まず申請した時から審査を経て、新しい知見や議論させていただいて変更したところです。特にF-B断層によるこの断層モデルについては、審査の過程で様々議論をさせていただき、元の申請よりも大きくしました。

次のスライド72です。断層モデルを用いた手法の評価については、「要素地震（小さい記録として残っているという地震）」について、適切な地震の観測記録（中越沖地震の余震）が敷地において確認されているため、経験的グリーン関数法を使用していることをご説明させていただいている資料です。

スライド96になります。こちらは、先ほどのF-B断層でSs-2を作成しているものです。長岡平野西縁断層帯の断層モデルはSs4～7です。これについても同じように中越沖地震の余震の記録を活用し、それをベースに作成しております。同じように経験的グリーン関数法で作成していることをご説明し、実際にそれに伴って評価をしているものになります。

最後です。スライド83です。中越沖地震の震源であるF-B断層は元々マグニチュード6.8という規模が起きていたものと言われております。それに対して、発電所を運営していくにあたり、過去に起きたものだけではわからないということも踏まえ、それに不確か

さ等を加え、マグニチュード7.0、これはエネルギー的には約2倍になります。こういったものも踏まえて検討しております。観測記録があるため、浜岡原子力発電所の状況とは、違うと考えていることと、スタート、ベースが少し違うことをご理解いただければと思います。

長くなりましたけれども説明は以上になります。

◎品田善司 議長

大変ありがとうございました。それでは、質疑応答に入らせていただきたいと思います。発言を希望される委員の方は手を挙げていただいて、指名させていただきますので、意見なり質問をしていただければと思います。

それでは、どうぞ。はい、小田委員、お願いします。

◎小田 委員

商工会議所の小田でございます。

規制庁さんでないとたぶん答えられないので規制庁さんに聞きたいです。かなり話が難しく、正直あまり理解できているかどうかちょっと自信がないですけれども。

柏崎刈羽については、中越沖地震のケースがあるので、その関数を作る時にごまかしようがないというか、それを基に関数を作っているけれども、浜岡さんは、その関数を作るそのものに疑わしいところがあったという理解でいいのでしょうか。

◎品田善司 議長

お願いします。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、規制庁の伊藤です。ご質問ありがとうございます。

ほぼ合っています。関数を作るといいますか、どういった関数を使うかというのをまずは選定するんです。柏崎刈羽の場合は中越沖地震がありましたので、経験的グリーン関数という関数を使えました。それは既存のデータがありますので嘘のつきようがないという、嘘をついたらすぐばれてしまうというところです。

もう一つ、浜岡はできてから大きな地震を経験していないので、多地点というふうに話がありましたけれども、いろいろなところでの地震をチョイスしながら統計的に、統計的グリーン関数というものを使って大きな地震、基準地震動を策定したというところになります。そこでチョイスする時に都合のいいチョイスをすれば、どうとでも基準地震動の大きさを変えることができるわけです。地震のサンプルはいっぱいありますので、そこをあまり基準地震動が大きくならないように選定すれば、それなりのものができますということになります。

戻りますけれども柏崎刈羽の場合は、既存の大きな地震のデータがありますので、それを使わざるを得ないというか使うことを選ぶ関数にして。それで嘘がつけないという話になります。

何かフォローがあれば、東電さんからお願いします。

◎荒川 土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力です。ありがとうございます。

おっしゃるとおりです。観測記録があることで、関数法をどちらを選ぶかというところでも大きく違うということです。伊藤所長のご説明のとおりです。ありがとうございます。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。他にいらっしゃいますか。

はい、星野俊彦委員、お願いします。

◎星野俊彦 委員

星野俊彦です。

今日の説明は、要するに推進本部が発表した内容について、規制庁からもう一回検討してみなさいという、そういうことでもって説明されているものですがけれども。今回、私が一番問題にしなければならないのは、上越沖よりもさらに原発に近いところは評価の対象からまだ外れていますよね。今後いずれかの段階に評価が出てくるんだろうと思うんですが、そうしたことを考えると、今その検討したことを意味がないとか、そういうことを言っているわけではないですが、柏崎の人間として考えたいのは、そっこのほうにどういう評価が出てくるのか。推進本部がそれも待たなければならないんじゃないかなという、そういう感じがするんですけど、いかがですか。東京電力さんに。

◎品田善司 議長

はい、東電さん、お願いします。

◎荒川 土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所）

はい。東京電力荒川です。ご質問ありがとうございます。

まず、おっしゃるとおり今後、推進本部ではおそらく日本海側のいろいろな断層を評価されて出てくるものと思っています。当然そういったものが出来れば、我々は新知見としてしっかり捉え、規制庁からもご指示を待たずして、自分たちの評価にフィードバックをさせるということで、しっかりやっていきたいと思っています。

◎品田善司 議長

はい、ありがとうございます。他に。いかがでしょうか。

はい、岡田副会長、お願いします。

◎岡田 委員

岡田です。東電さんに伺います。

こちらの資料3の表です。この赤の荒浜側で、F-B断層と長岡の断層で応答スペクトルと断層モデルのそれぞれの観測度値が出ているわけなんですけど。長岡の応答スペクトルと断層モデルの差に比べて、F-B断層の断層モデルに対して応答スペクトルがかなり大きく出ているのですが、これは何か違いがあるのでしょうかというのが1点。

あと、ものすごく素人的な質問ですが、中越沖の地震がマグニチュード6.8だったところを、こちらは7に設定したというところで、マグニチュードが1上がると地震

のエネルギーが 30 倍ほどになると何となく承知はしています。この 0.2 上がったということは、実際どれくらいシビアな数字になってくるのかを教えてください。

◎品田善司 議長

東京電力さん、お願いします。

◎荒川 土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所）

はい。東京電力の荒川です。ご質問ありがとうございます。

1 点目については、様々な観測記録等を分析しています。地震が起きたところからサイトに来るにあたっての伝達をいろいろな分析をしています。F-B 断層については、1-4 側（荒浜側）と 5・6・7 号（大湊側）で揺れ方が相当違ったというのが知見として得られています。そういったものを反映していると思っています。

一方、長岡平野の方は、知見があるものについては、当然活用していくが、起きていないような地震でやった時に、あまり変わらない解析結果になっている。特に F-B 断層の方は、発電所があって、F-B 断層面がかなり敷地の下の方に入って、そこからの伝達が大きく効いているというふうには思っております。

もう一つの 6.8 から 7.0 というところですか。おっしゃるとおりで、1 上がると 30 倍程度となります。基本的に指数関数的になっています。0.2 だとエネルギーとしてほぼ 2 倍だと思っていただければと思います。以上です。

◎品田善司 議長

はい、ありがとうございます。水戸部委員、お願いします。

◎水戸部 委員

青年会議所の水戸部です。

資料 3 の 83 ページのところですか。岡田さんからの質問にも関連するんですけど。エネルギーをマグニチュード 7 で計算して、エネルギーは約 2 倍ですという説明で、素人ながら感じたところですけど、この右下に K が 1.33 で計算されていますと書いてあります。素人目には、掛けていく関数が 2 倍なのかなと最初は思ったんですけど、この 1.33 はどういう考え方になるのかなというところをお聞きしたいです。

◎品田善司 議長

はい、東電さん、お願いします。

◎荒川 土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所）

はい。東京電力、荒川です。ご質問ありがとうございます。

エネルギーとしては 2 倍となりますが、必ずしも断層の面積だけで決まってくるものでもないところもあります。少し難しいですけど断層部分の固着強さなど、そういったものでもパラメータもちょっと振るところもあります。最終的にはエネルギーとしては 2 倍ということと考えていただければと思います。

面積が 2 倍になったからエネルギーが 2 倍というものでもないところもあります。以上となります。

◎水戸部 委員

はい、ありがとうございました。

◎品田善司 議長

はい、他にいらっしゃいませんか。

◎竹内 委員

説明ありがとうございました。実際に起きた地震から算定した結果だということで、とても説得力がありました。ただ、中越沖地震がやっぱりすごく大きな地震だったんだなというのは改めて感じました。その地震にさらされた原発、大丈夫かなという不安もちょっと感じたところではあります。

荒浜側はまだ、どの号機も適合審査を通っていないんですけども。答えられないと思うんですが、荒浜側は、これから大丈夫になる、動かせる状態になるものなんでしょうか。答えられないと思うので。はい。すいません。

◎品田善司 議長

東京電力さん、お願いします。

◎稲垣 発電所長（東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所）

稲垣でございます。竹内副会長ご質問ありがとうございます。

確かに、（荒浜側は）まだ1つも適合審査に出していない状況ではありますが、中越沖地震を踏まえての耐震強化工事というのは、それぞれやってきている中で、3号機については、特にほぼ全面的に耐震強化をやってきたところでございます。ただ、適合性審査にかけるということになれば、さらにこの基準地震動を含めてしっかりと見直していく必要はあります。まだそういった具体的な計画が言える段階にはないですが、先ほど出ておりました基準地震動を踏まえて再度チェックをしながら、やはり耐震強化工事や、安全対策工事をしていくというふうを考えております。ただ、まだそのあたりについては計画段階というところでございます。

◎品田善司 議長

はい。今一度。

◎竹内 委員

ありがとうございました。

荒浜側は、何度も私、質問しているので大丈夫だとは思いますが、使用済核燃料もたくさんありますので、動いてないとしても管理をよろしく願いいたします。以上です。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。他に。

はい、東電さん、お願いします。

◎荒川 土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の荒川でございます。質問等ありがとうございます。

少し補足をさせていただければと思います。少し難しいところもありますが、発電所にかぎらず、柏崎の全体は少し地層が波打っているところ（褶曲構造）もあります。その谷なのか山なのかによっても、かなり揺れが変わってきます。ここでいう数字だけ見ると2倍で、ちょっと大丈夫かなということになってしまうかもしれませんが、地下で地震動を設定することになっています。そういった谷と山の部分で少し数字が大きく差があるように見えますが、実際の揺れとしては、荒浜側の発電所の原子炉建屋そのものが2倍揺れるわけではないということだけご理解いただければと思います補足させていただきました。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。他に、おいででないようであれば、ここで。

はい、竹内副会長、お願いします。

◎竹内 委員

竹内です。谷と山でどっちが揺れるんですか。

◎荒川 土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所）

谷のほうになります。

◎品田善司 議長

よろしいでしょうか。他にいらっしゃいますでしょうか。おいででないようでしたら、このへんで。あ、すみません。星野俊彦委員。

◎星野俊彦 委員

今示された7と11を比べてみて、そういうことかと分かったんですけど、先ほど私が言ったことで、あれなんですけれども。結果、資料11ですかね。資料1のスライド11のところの、今回評価した7個という、赤枠で囲われたところと、それからこの左側の図にある、原発と佐渡の間に、4・2・1・3・5・9・14・16・15、要するにあれなんですけど。評価されてないものがあるということですね。もう1回確認すると。今回の評価の対象になっていないもの。

◎荒川 土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所）

長期評価に対しでしょうか。

◎星野俊彦 委員

そうですね。はい。

◎荒川 土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所）

今回の対象からは外れております。

◎星野俊彦 委員

でも、東京電力さんが今回影響評価をしたというのは、要するに10～16までの間。

◎荒川 土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所）

新規に影響評価をしたのは10～16番になります。

◎星野俊彦 委員

そうですね。はい、わかりました。

さっき言ったことが、はっきりとここに出ていたなというのを確認できた。それだけです。はい。

◎荒川 土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所）

最終的に今後出てくるものが、どういったものかわからないですが、いずれにしても、しっかり新知見として取り扱って評価をしていくことになっていくかと思います。

◎星野俊彦 委員

はい、わかりました。

◎荒川 土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所）

もちろん、1～9 までは新規制基準の中では評価しています。長期評価では、まだないということです。

◎品田善司 議長

はい、よろしいでしょうか。ありがとうございます。他においででしたら、もうお一人だけ余裕ありますが、いかがですか。無いようでしたら、ここで議事を終了させていただきたいと思います。

事務局、お願いします。

◎事務局

はい。事務局から、次回定例会についてご案内いたします。

第 275 回定例会は、令和 8（2026）年 5 月 13 日水曜、午後 6 時半から、ここ柏崎原子力広報センターで開催いたします。

このあとの取材は、1 階エントランスホールで 8 時 50 分までとします。報道各社は、機材を 1 階に降ろしてから取材に臨んでください。

以上を持ちまして、地域の会第 274 回定例会を終了いたします。ありがとうございます。

— 終了 —